

報 道 発 表

令和 3 年 1 月 2 0 日
財務省 東北 財務局

令和2年度予算執行調査の反映状況 (令和3年度予算政府案)

財務省において、令和2年度に財務省及び財務局が実施した予算執行調査の令和3年度予算政府案への反映状況が公表されましたので、お知らせします。

《財務省ホームページ》

https://www.mof.go.jp/budget/topics/budget_execution_audit/fy2020/hanei/index.html

このうち、東北財務局が調査の取りまとめを行った事案の反映額は、次のとおりです。

(単位：百万円)

省庁名	調査事案名	調査主体 (注)	2年度 予算額	3年度 予算案	増▲減額	反映額	反映 状況票
文部科学省	スポーツによる地域活性化推進事業（運動・スポーツ習慣化促進事業）	財務局	180	190	10	—	別紙①
厚生労働省	介護保険サービス（居宅介護支援等）	共 同	3,034,242 の内数	3,117,892 の内数	83,650 の内数	—	別紙②

※計数については、精査の結果、異同を生じる場合があります。

(注) 調査主体について

「本 省」：本省調査（財務省主計局の予算担当職員が実施する調査）

「財務局」：財務局調査（財務局職員が実施する調査）

「共 同」：共同調査（財務省主計局の予算担当職員と財務局職員が共同で実施する調査）

(参考)

予算執行調査とは、財務省主計局の予算担当職員や日常的に予算執行の現場に接する機会の多い財務局職員が、予算の執行の実態を調査して改善すべき点等を指摘し、予算の見直しや執行の効率化等につなげていく取組みです。

《連絡・問い合わせ先》

財務省東北財務局理財部主計第二課

電話（代表）022（263）1111（内線 3168）

財務省主計局司計課予算執行企画室

電話（代表）03（3581）4111（内線 2786、5656）

反映状況票

別紙

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	2年度予算額	3年度予算案	増▲減額	反映額
文部科学省	(16) スポーツによる地域活性化推進事業(運動・スポーツ習慣化促進事業)	財務局	東北財務局	180	190	10	-
事業の概要	運動・スポーツの無関心層や、疾病コントロール及び生活の質の維持・向上のために医師からスポーツを推奨されている有患者を含め、多くの住民が運動・スポーツに興味・関心を持ち、その習慣化を図るための地方公共団体におけるスポーツを通じた健康増進に資する取組を支援する。また、将来的には補助金なく事業を継続していけることを目指す。						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 事業の自立性・持続可能性

- 自立性、持続可能性を高めるため、過年度に補助を受けた団体に再交付する場合には、補助率を減じていく仕組みや補助回数の上限を設ける仕組みの導入を検討すべきである。
- また、そのうえで、2回目以降の申請については、一定の基準を設け、自立、持続化への取組等を評価して、基準に満たない場合や過去の取組みと比較して工夫や変化のない事業については、補助金を減額する仕組み等の導入を検討すべきである。

2. 取組事例の展開・共有について

- 本事業が効果的に実施されるためには、補助の対象となる地方公共団体に対して、過去の有効な取組事例が積極的に共有されることが重要となる。
- 他の市町村の事例の共有の要望が強いことを踏まえ、スポーツ庁は事業の質を高め、市町村が効果的に事業を実施できるような情報発信の在り方について検討すべきである。
- 都道府県は事業の周知にとどまらず、スポーツ庁と連携して、取組事例を市町村に展開する等、市町村が事業を効果的に実施するための環境整備を検討すべきである。

反映の内容等

1. 事業の自立性・持続可能性

- 事業の自立性・持続可能性を高めるため、過年度に補助を受けた団体を対象に、事業の実施にあたり一定程度の負担を求めることや、補助回数の上限を設ける仕組み等を導入することとしており、具体的には、補助回数を3回までとすること等を検討している。
- また、2回目以降の申請については、一定の基準を設け、基準に満たない場合や過去の取組みと比較して工夫や変化のない事業については、補助金を減額する仕組み等を導入することを検討する。

2. 取組事例の展開・共有について

- スポーツ庁において、補助の対象となる市町村(特別区含む)に対して、都道府県と連携して、次年度事業計画を立てる時期までに過去の有効な取組事例を積極的に共有する。
- 3年度以降、スポーツ庁において、事業の質を高め、市町村が効果的に事業を実施できるような情報発信の在り方について見直しを行う予定。
- 3年度以降、スポーツ庁において、都道府県と連携して、取組事例を市町村に展開する等、市町村が事業を効果的に実施するための環境整備を進める予定。

反映状況票

別紙

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	2年度予算額	3年度予算案	増▲減額	反映額
厚生労働省	(22) 介護保険サービス (居宅介護支援等)	共同	(東北財務局)	3,034,242 の内数	3,117,892 の内数	83,650 の内数	—
事案の概要	ケアマネジャーが作成する居宅サービス計画書等 (以下、「ケアプラン」という。) のケアマネジメントの費用については、利用者負担がない。また、ケアプランの中には、福祉用具貸与のみのケアプランも存在し、ケアプラン作成等のケアマネジメントに係る給付費によりコストが高くなっている。 本調査においては、ケアプランの内容を把握するとともに、1年間で内容が同じケアプランがどの程度存在するかについて調査を実施した。						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

ケアマネジメントの在り方について

1. 1年間ケアプランの内容が変わっていない割合

平成30年4月分と平成31年4月分のケアプランの内容を確認したところ、約4人に1人の割合 (25.5%) で2時点間のケアプラン (居宅サービス計画書) の内容が全く同じであったこと、また、要介護度別にみても、すべての要介護度において、約4人に1人の割合でケアプランが1年間変わっていないことが確認できた。

このような中、ケアマネジメントのサービスの質を高めるため、利用者負担を設定することで利用者自身がケアマネジメントの質に関心を持つようにすることも考えられるのではないか。

2. 福祉用具貸与のみのケアプランについて

福祉用具貸与のみのケアプランが全体の6.1%を占めた。

このうち、1年間同じ内容のケアプランを要介護度別にみると、軽度者である要支援1・2が3/4を占めており、その具体的内容を調査したところ、歩行補助杖、歩行器、手摺 (室内用) が約7割を占める結果となった。

歩行補助杖などの廉価な福祉用具については、保険給付による貸与から販売に変えることで毎月のケアプラン作成等のケアマネジメントの費用は不要となる。介護保険サービスを利用していない方との公平性の観点からも、軽度者も使用することを想定し要介護度に関係なく給付対象となっている品目については、貸与ではなく販売にすべき。

また、販売後に保守点検があるとしても、販売業者がその費用を明確化させた上で、販売に伴う付帯サービスとして位置付けて評価することとしてはどうか。

反映の内容等

ケアマネジメントの在り方について

令和元年度の関係審議会における審議結果も踏まえ、ケアマネジメントに係る利用者負担の導入について、第9期介護保険事業計画期間 (令和6～8年度) に向けて、関係審議会等において結論を得るべく引き続き検討することとしている。

また、福祉用具貸与に関する給付の在り方について、要介護度に関係なく給付対象になっている廉価な品目は、貸与ではなく販売とするなど、令和2年度の関係審議会における審議結果も踏まえ、速やかに必要な対応を検討することとしている。